

令和8年度 宇多津町空き家活用型事業所整備補助制度のご案内

宇多津町では、空き家の有効活用を図り、本町の商工事業の活性化のため、空き家を購入し、事業所として改修する際の経費の一部を補助します。

★補助対象事業

- ①法人事業者または個人事業主が空き家バンクに登録された空き家を購入し、事業所として改修すること
(事業所例：宿泊施設、交流施設、体験学習施設、レストラン、カフェなど)
- ②空き家の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること
- ③国庫補助金及び他の香川県補助金等を受けていないこと

★補助対象住宅

- 空き家バンクに登録されている、または過去に登録されていた一戸建て住宅（併用住宅含む）
(アパート、マンション等は対象外です)
- 申請年度内（4月～翌年2月）に改修等の完了が見込まれる住宅
- この補助金を過去に受けたことがないもの
- 昭和56年6月以前に建築された住宅については、建築基準法に基づく耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施すること
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと

★補助事業の内容

家屋の改修費：家屋の改修に要する経費。耐震診断に要する経費、家財道具の処分等に要する経費等含む

※ 以下の事業は対象外となります。

- 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- 庭木の剪定及び除草等
- その他町長が不相当と認めた工事等

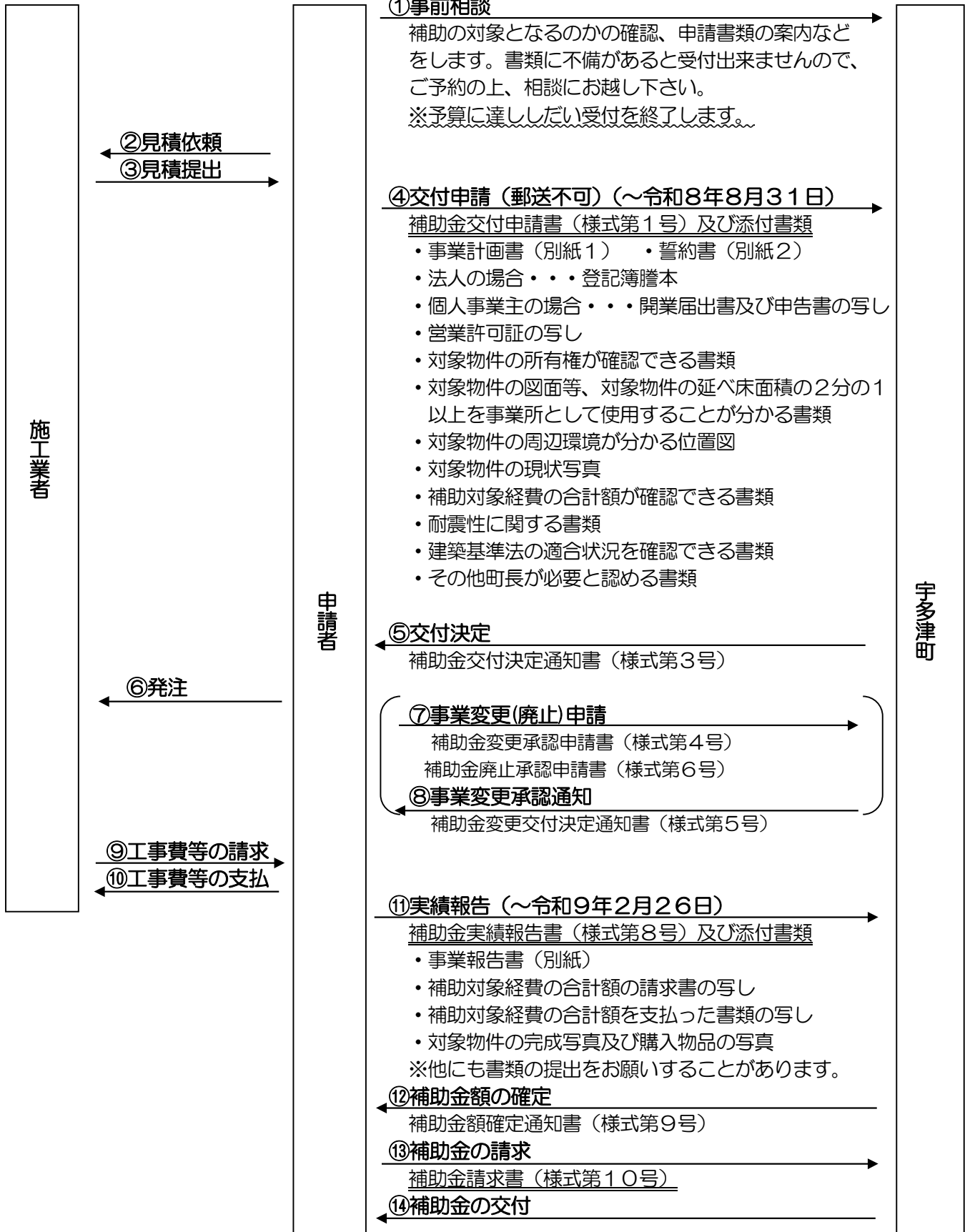
★補助金額

- 工事等に要する金額の2分の1で、法人事業者は400万円を限度、個人事業主は200万円を限度とする（千円未満の端数切捨て）
- 補助対象経費が100万円以上であること。
- 予算の範囲内で補助します。

補助要件の確認及び申請書類のご案内のため、事前のお問い合わせをお願いします。（下記連絡先）
事業内容や様式はホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

★受付期間 令和8年4月1日～令和8年8月31日

お問い合わせ 宇多津町まちづくり課（町役場2階）
電話：0877-49-8009



※必要に応じて空き家の現況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

【ご注意ください】

偽りその他不正な行為があったとき、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、補助対象事業の遂行ができないときは、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に基づき、その全額または一部を返還していただくことがあります。